



平成17年度概算要求事項別表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度 予 算 額 (A)	平成17年度 要 求 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	備 考
収 入				
運営費交付金	2,520	3,450	930	36.9%増
事業収入等	253	253	0	
その他の収入	26	0	26	
計	2,799	3,703	904	
支 出				
業務経費	1,092	1,841	749	1. PIO-NET運用に必要な経費(685) 2. 個人情報保護法基本方針に対応するための情報収集体制の整備に必要な経費(123) 3. 個人情報に関する苦情相談対応事例集の作成に必要な経費(8) 4. ADR機能の強化経費(12) 5. 既存分の効率化による減(79)
一般管理費	264	456	192	1. 東京事務所外壁補修、屋上防水及び空調設備更新(202) 2. 既存分の効率化による減(10)
人件費	1,417	1,406	11	1. 個人情報収集体制の整備等に伴う要員の確保1名(4) 2. 退職手当(11) 3. 既存分の効率化による減(5)
その他の支出	26	0	26	
計	2,799	3,703	904	

増額経費の主なもの

1. 全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の運用に必要な経費 685百万円

全国の消費生活センターにおけるPIO-NET事業の運営は、内閣府の生活情報体制整備等交付金によって実施されてきたところであるが、迅速、的確な消費者被害の収集、提供のため一層の電子化・効率化が急務なこと、消費者基本法において新たに国及び国民生活センターの役割が規定されたことを踏まえた対応が必要なこと、国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金の抜本的な見直しが求められていることを踏まえて、17年度において内閣府の生活情報体制整備等交付金を廃止し、PIO-NET事業の運営を一括して国民生活センターが実施していくために必要な経費（参考1、2）
2. 個人情報保護法関連経費 135百万円

平成16年4月に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、地方公共団体において個人情報に関する苦情相談窓口が消費生活センター以外の条例部局となる場合に、国民生活センターのPIO-NETによる個人情報に関する苦情相談情報の収集・蓄積を行ううえで当該条例部局と新たにネットワークを結ぶ必要があるため、情報収集体制の整備及び苦情相談対応事例集の作成等に必要な経費（参考3）
3. ADR機能の強化経費 12百万円

高度な法律専門知識に基づいて日常的に苦情を迅速に処理する必要があるため、弁護士を常時1名確保し、苦情処理のあっせんに努めるために必要な経費
4. 東京事務所外壁補修、屋上防水及び空調設備更新 202百万円

東京事務所の建物、設備の老朽化に伴う外壁改修、屋上防水及び空調設備の更新工事の実施に必要な経費

## 消費者基本法 (抜粋)

### (安全の確保)

第11条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

### (高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

### (国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

## 消費者契約法附帯決議(抜粋)

平成 12年4月14日 衆議院商工委員会

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 4 本法の施行状況について十分に把握し、消費者契約に係る紛争防止のための是正策に資するため、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶオンライン・ネットワーク・システムである全国消費生活情報ネットワーク・システム(PD- NET)により消費者契約に係る紛争及びその解決の実態についての情報を正確に収集、整理し、その情報を可能な限り国会等に公表するとともに、PD- NETの拡充を図ること。

平成 12年4月27日 参議院経済・産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 2 消費者契約に係る紛争を防止するため、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム(PD- NET)を活用し、本法制定の趣旨に沿うよう紛争及び解決の事例に関する情報の的確な収集・分析を行うとともに、その結果を可能な限り国会等に公表するよう努めること。